

令和5年5月8日

保護者各位

幼保連携型認定こども園

七重浜こども園

園長 齊藤 美雪

5/8以降の登園基準について

日頃より、こども園の運営にご理解とご協力を頂き、ありがとうございます。

さて、本日5/8より新型コロナウイルス感染症は五類感染症になりました。つきましては、北斗市より「保育所における感染症対策ガイドライン」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」により準拠することとされている学校保健安全法施行規則に基づき、登園基準が別紙の通り改定されましたのでお知らせいたします。

ご確認いただき、登園の判断の際にご参照ください。



保育施設においてのお休み、お迎え等健康管理について



お子さんが病気にかかると、集団生活の環境で過ごすのは大変つらいことです。

また、保育施設内において、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスなどといった感染症がまん延する恐れがあるので、お子さんの健康を確保しつつ、下記についてご注意いただきますようお願いいたします。

1 基本的なこと

- かかりやすい病気や持病、食物アレルギーなどがあれば、事前に保育施設にお知らせください。
- 体調が悪いときは、自己判断せず、早めに、かかりつけ医や医療機関で受診しましょう。
- 病気で園をお休みする際は、「病名」「病気の状態」などを必ず報告してください。**また、家族で感染症にかかった方がいる場合についても報告してください。
- 前日に発熱、嘔吐や下痢など体調に異常があった場合は、必ず保育施設へ報告してください。
- 園児や同居する家族が発熱・呼吸器症状などで体調不良となった場合、登園を控え、かかりつけ医や医療機関で受診し、発熱の診断を受けた上でのご利用をお願いします。
- 保育施設へは病気が完治してから登園することになりますが、預け先が無いなどでお困りの際は、完治する前でも病後児保育の利用基準を満たしていれば、病後児保育室「めり〜」(☎0138-49-5552)を利用することができますので、お問い合わせください。

＜登園可能の可否は次のとおりです＞

- 園児が登園当日、37.5℃以上の熱がある場合は、登園を控えてください。**
(園児が登園時に熱がなくても解熱剤や頓服薬、座薬をしている場合は登園できません。)
- 保育中に園児が発熱した場合は、37.5℃を基準に園児の状況に応じて、お迎えのご連絡をさせていただきます。また、熱がない場合でも、全身状態が悪く、集団生活が難しいと思われるときでも、お迎えをお願いする場合があります。



2 新型コロナウイルス感染症

- お子さんが感染した場合は、発症後5日(発症日を0日目とします)を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで登園を控えてください。なお、無症状で陽性となった場合は、検査をした日を0日目とします。
- ご家族や身近な方などが感染した場合は、お子さんに症状が無ければ登園できます。
ただし、状況を園と共有していただいたうえで、感染した方との接触を避けるなど、感染対策をお願いいたします。
- 登園自粛による保育料の減免措置(日割り減免)は、令和5年3月31日をもって終了しました。**



3 その他の感染症

- 体調不良の状態に登園はできません。また感染症の疑いがある場合は、お迎えの連絡をします。医療機関を受診し診断を受けた結果を速やかに保育施設へ報告してください。
- 感染症の疑いがある場合は、お迎えの連絡をします。感染拡大を防ぐため、病院を受診した後、保育施設へ報告していただくとともに、「**保育施設でよく見られる感染症の登園基準**」に基づき、**医師の許可を得てから登園してください。**
- 下痢や嘔吐は体力を消耗し、脱水症状を起こしやすくなります。また、ウイルスによる下痢や嘔吐は感染力が強いため、感染拡大防止の観点から、症状が軽快するまでは家庭で静養してください。

4 与薬

- 保育施設での与薬は医療行為にあたるため原則として行うことができません。
お子さんに与薬が必要な場合は、医師の診察を受けるときに、お子さんが保育施設に在園していることや、保育施設では原則として与薬ができないことを伝え、保育時間を避けた1日2回の処方にしてもらうことを相談し、ご家庭で薬を与えてくださるようお願いいたします。

＜やむを得ない理由で保育施設での与薬が必要な場合は次のとおりです＞

- ・保育施設で与薬を行う場合、保護者と保育施設側で十分に話し合ったうえで「与薬依頼書」に必要な事項を記入していただき、**薬と与薬依頼書を一緒に必ず保育士等に手渡してください。**
与薬依頼書に記入漏れがあった場合は与薬できません。
- ・お薬を服用していても体調不良が見られ、集団生活が難しいと思われるときは、お迎えをお願いすることとなります。
- ・保育施設での与薬に関する一切の責任は保護者とし、保育施設側は責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・薬は、お子さんの現在の症状を診察した医師が処方したものに限りません。
- ・保護者の個人的な判断で持参した薬や、以前に処方された薬には対応できません。
- ・使用する薬は粉袋や容器に名前を記載し、当日1回分のみをご用意下さい。1回分に分けられていない薬はお受けできません。
- ・座薬の使用は原則として行いません。
- ・慢性の病気（気管支喘息・糖尿病・てんかん・アトピー性皮膚炎などの経過が長引くような病気等）で症状に対応した判断をして与えなければならない場合は園にご相談下さい。




北斗市民生部子育て支援課

令和 5年 5月 8日



*** 保育施設でよく見られる感染症と登園基準 ***



病名	登園基準	病後児保育利用基準 (全て医師が可能と判断した場合)
麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過していること	病院を受診し、診断を受け投薬を開始、解熱後新しい発疹が無いこと
風疹 (三日はしか)	発疹が消失すること	病院を受診し、診断を受け投薬を開始、解熱後新しい発疹が無いこと
水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹がかさぶたとなっていること	病院を受診し、診断を受け投薬を開始、解熱後新しい発疹が無いこと
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳の下、顎などの腫れが出て診断を受けた後 5 日を経過し腫脹が消失し全身状態が良いこと	診断が確定し、38.5℃以上の発熱が無く水分摂取が可能なこと
インフルエンザ	診断を受けた翌日より 5 日間経過し、かつ解熱してから 3 日間経過していること	病院を受診し、診断を受け投薬を開始し、解熱していること
咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状が消失し 2 日間経過していること	診断が確定し、38.5℃以上の発熱が無く水分摂取が可能なこと
百日咳	5 日間の適正な抗菌性抗生物質投与により症状が回復するまで	医師が回復期で利用可能と判断すること
結核	医師により感染の恐れがないと認められること	左記同様
腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、かつ、抗菌薬の治療を終え 48 時間あけて連続 2 回の検便によっていずれも細菌検査が陰性と確認されること	左記同様 
流行性角結膜炎 (はやり目)	めやにや充血が治まっていること	発症から急性期が過ぎ、医師の判断の元目やに・充血の腫れが治まっていること
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められること	医師が可能と判断すること
帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになること	全身状態が良く、医師が可能と判断すること
溶連菌感染症	抗菌薬を内服して 24～48 時間経過しており医師が許可していること	病院を受診し、診断を受け投薬を開始し、解熱していること
感染性胃腸炎	嘔吐、下痢の症状が治まり、普通の食事がとれること	水分摂取が可能で脱水の恐れが無く、医師が可能と判断すること
R S ウイルス感染症	呼吸器症状が無くなり、全身状態が良いこと	医師が回復期で可能と判断すること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること (症状が改善し、全身状態が良いこと)	医師が回復期で可能と判断すること
手足口病	発熱や口の中の水疱・潰瘍 (ただれ) の影響が無く、普通の食事がとれること	診断が確定し、38.5℃以上の発熱が無く水分摂取が可能なこと

ヘルパンギーナ	解熱後 1 日以上経過し、喉の痛みがなくなり、食事が普通に摂取できるようになるまで	診断が確定し、38.5℃以上の発熱が無く水分摂取が可能なこと
伝染性紅斑 (りんご病)	全身症状が良いこと	医師が可能と判断すること
突発性発疹	解熱後 1 日以上経過し、全身状態が良いこと	診断が確定し、38.5℃以上の発熱が無く水分摂取が可能なこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)	とびひの跡が乾燥しているか、乾燥していない場合は、覆える程度のものであること	医師が可能と判断すること
新型コロナウイルス感染症	病院を受診し診断を受け、発症日を 0 日目として、5 日を経過し、かつ、症状が軽快後 1 日を経過していること	病院を受診し診断を受け、発症日を 0 日目として、5 日を経過し、かつ、症状が軽快後 1 日を経過していること